

無形資産会計の動向と問題点

1130459 種田啓太
高知工科大学マネジメント学部

はじめに

近年、会計を取り巻く環境は大きく変わろうとしている。「事業の言語」である会計は本質的にグローバルに通用するものであり、会計言語知らずして経済や産業や企業を深く分析することは不可能である。しかし、会計はそうした普遍性をもつ一方で、ローカルな側面を併せ持っている。これまで世界の国々は独自の会計基準をつくり、その国のなかで活動する企業はその国の会計基準に従って、財務諸表などを作成してきた。国によって固有の法制度や商慣習を持ち、資本市場の成熟度も各国間で異なることが理由である。

しかし、そうしたローカルな側面を持つ会計の世界に大きな動きが起こっている。各国の会計基準を統合、コンバージェンス（収斂）しようとする動きである。

そのコンバージェンスしようとする動きはのれんを中心とする無形資産の会計基準にも顕著に見られる。現在の日本基準では、のれんは 20 年以内に減価償却が求められている。一方 IFRS (*International Financial Reporting Standards*) やアメリカ基準では、のれんは非償却で、減損が生じたときに切り下げを行う減損会計が適用されている。日本でも、現行の会計基準に代えて IFRS やアメリカ基準と同じように減損会計（非償却）にする方向で、改訂作業が進められている。

本論文では、第一にのれんを中心とする会計基準の国際的変化、動向を明らかにし、第二に日本基準と国際的基準の違いを明らかにする。第三に、現在日本基準が国際的基準にコンバージェンスする際に生じている問題点を示す。第四に日本企業の対応の状況について述べる。

2. 無形資産

無形資産(インタンジブルズ)とは「物的な実体を伴わない将来便益の請求権」と定義できるが、その分類は様々

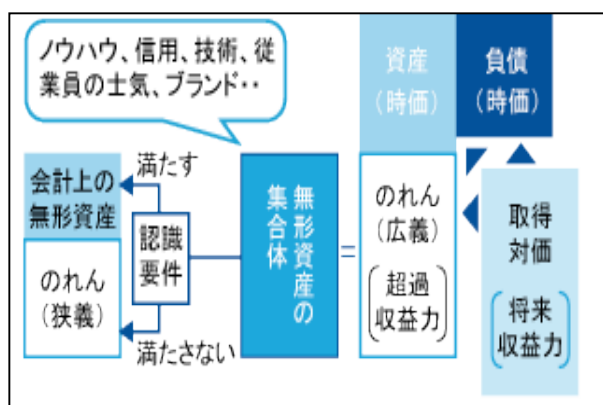
であり一様ではない。少なくともそれには、人的資産に代表される知的資産、顧客データベースや顧客との関係性によって構築される顧客資産、さらにブランド(商品ブランドのみならず、企業そのもののコーポレートブランド)に起因する収益力に裏付けられたブランド資産などがある。

2.1 無形資産とのれんの認識

無形資産とは「物理的実態にかけた」ものであるとすれば、のれんも無形資産である。しかし、FASB (*Financial Accounting Standards Board*) は、無形資産とのれんをあえて区別している。無形資産は企業実体から分離でき、直接評価できるが、のれんは分離できず、独立することができない。無形資産とのれんは自己創出のものは認識が禁じられているため、それらの認識は企業合併時に行われる。それらは、「取得された純資産の公正価値を上回ったコスト」として算定される。合併会計において、取得会社の純資産は公正価値によって評価され、この純資産の公正価値額を超える「交換された価値」(公正価値)がのれんとなる。他方、無形資産は、のれんとは区別される「分離可能性」を持ったものであり、直接評価出来るものとされる。したがって「取得された純資産の公正価値を上回ったコスト」のうち、「分離可能」なものは無形資産とされ、あとの「残余」がのれんとなる。

無形資産の認識においては「分離可能性」が条件となる。契約上の権利や法的権利を有するものに限らず、「取得実体から分離でき区分できるもの」が無形資産となる。無形資産として分離した後の残りがのれんとなる。すなわち、「無形資産に分類されない全てのカテゴリー」はのれんに落とし込まれる。無形資産は直接、評価されるが、のれんは直接に認識されることはない。常に「残余として」認識され、評価される。

図表— 1



(出所 トーマツ 日経産業新聞コラム:M&Aと会計④)

2.2 無形資産の種類

財務会計基準 141 (SFAS141) は、企業結合の対価と被買収会社の純資産との差額をすべてののれんにするのではなく、その差額から識別可能無形資産の公正価値を控除した残余だけをのれんとして計上するように規定している。

SFAS141 は無形資産の計上要件として、契約・法的基準をみたすもの、分離可能基準をみたすもの、の2つを挙げている。無形資産は以下のように分類される。

- マーケティング関連無形資産：商標など
- 顧客関連無形資産：顧客リストなど
- 芸術関連無形資産：演劇、オペラ、バレエなど
- 契約ベース無形資産：免許、ロイヤリティなど
- テクノロジーベース無形資産：特許など

無形資産が分離可能であることは、測定可能であることが前提とする。したがって特定の無形資産が測定可能であれば、分離可能であるということになる。無形資産を測定可能とするものは、公正価値である。この場合の公正価値には、観察可能な市場取引において売買されるものに限定されない。それ以外の現在価値評価など多様な評価モデルも含まれる。公正価値による測定可能性をもって、無形資産は分離可能なものとなる。

2.3 会計上ののれん

のれんとは、企業結合会計基準等では、「のれんとは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額をいい、不足する額は負ののれんという」と定義している。取得原価と被取得企業(事業)の純資産価格との差額がのれんとなる。

つまり言い換えると、ある企業が同業他社に比べて超

過収益力を持つ場合、その超過収益力に対する対価である。超過収益力の源泉としては、立地条件、優れた経営者や経営組織、あるいは生産システム、仕入れ先や得意先、あるいはメインバンク等のステークホルダーとの特殊な関係などがある。このようなさまざまな要因が結びついて、企業に超過収益力をもたらしている。

しかし、貸借対照表に計上できるのれんは、有償で取得した場合に限られる。したがって、自家創設ののれんは資産計上できない。たとえば、トヨタ自動車のカンバン方式という生産システムは、超過収益をトヨタにもたらしている。しかし、カンバン方式は他社から有償で取得したのではなく、自社で築き上げて生まれたものであるから、資産計上はできないというわけである。

3. のれん会計の会計処理と特徴

のれん会計の特徴として、のれんの減価償却と減損処理の認識、測定などがあげられる。

3.1.1 日本基準におけるのれん償却

現在の日本では、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」でのれんは資産計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法によって定期的に償却することとしている。(ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、のれんが生じた事業年度の費用として処理することができるとしている。)

つまり、日本基準では、毎年、定額のものれん償却という項目の費用が発生する。

3.1.2 日本基準におけるのれんの減損処理

のれんの減損については、企業会計審議会が公表した「固定資産の減損に係る会計基準」および企業会計基準委員会が公表した企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に(以下「減損適用指針」)において規定されている。

減損適用指針では、のれんを認識した取引において所得された事業の単位が複数ある場合には、のれんの帳簿価額を合理的基準に基づき分割する。分割されたのれんの減損は、いかに記載した工程で行うものとしている。

(1) のれんを含むより大きな単位による方法(原則)

のれんの減損は、原則として、のれんが帰属する企業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で判定を行う。減損適用指針によれば、当該単位において、①減損の兆候を把握し、②減損損失の認識の判定を行い、③減損損失を測定する。

①減損の兆候

適用指針によれば、以下の事象が生じた場合に減損の兆候としている。

- 営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合
- 使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合
- 経営環境が著しく悪化した場合
- 市場価格が著しく下落した場合

なお、のれんの減損の兆候の判定については、のれんを含むより大きな単位について上記の事象がある場合は、のれんに減損の兆候がありとなり、より大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行う。

②減損損失の認識の判定

減損損失の認識の判定においては、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較して、割引前将来キャッシュ・フローが、帳簿価額を下回っている場合に、その資産の持つ収益性が低下したと判断された際に、減損の兆候があるとされ、減損を認識すると判断される。

③減損の測定

減損損失の測定については、資産グループごとに行い、その後、より大きな単位で行うため、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額を、より大きな単位の回収可能価額まで減額する。のれんを加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則としてのれんに配分される。

(2) のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する方法

のれんの帳簿価額を当該のれんが帰属する事業に関連する資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、この方法が認められる。

この場合、のれんに減損の兆候があるかどうかにかかわらず、その帳簿価額を各資産グループに配分することとなり、当該配分された各資産グループにおける上記で記した事象がある場合、減損の兆候があることとなる。

減損適用指針によれば、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する方法を採用した場合には、当該配分された各資産グループにおいて、①減損の兆候を把握し、②減損損失の認識の判定を行い、③減損損失を測定する。

減損損失の測定においては、各資産グループについて認識された減損損失（各資産グループの帳簿価額にのれんの帳簿価額を配分した金額と回収可能価額との差額）は、のれんに優先的に配分し、残額は、帳簿価額にもとづく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分する。

3.1.3 日本基準のまとめ

日本基準ののれんの会計処理の特徴は、のれんを20年以内に定額または合理的な方法で減価償却すること、減損の認識、測定において二段階で減損を行う。

3.2.1 IFRS 基準におけるのれん会計処理

IFRS 第3号はのれんを「企業結合で所得されたその他の資産から生ずる将来の経済的便益を表象する資産で、個別に識別可能ではなく、分離して認識されないもの」と定義されている。つまり、のれんについて、その性質にもとづいた積極的な定義がされており、取得企業に対して、これを資産として認識すべきことを求めている。ただし、直接のれんを測定することは困難であることから、これを残余として間接的に測定する。

3.2.2 IFRS における減損処理

IFRS 基準においては、のれんは償却せず、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上する。

国際会計基準第36号「資産の減損」では、まず、減損テストの目的上、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資産生産単位（日本基準における資産グループ）または資産生成単位グループ（日本基準における複数の資産グループ）で、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分すると規定して、この場合の減損損失の認識及び測定は、次のようになる。

(1) 取得のれんの報告単位への割付け

のれんが配分されている資産生成単位または資産生成単位グループについて毎年（減損の兆候がある場合はいつでも）、のれんを含む当該単位の帳簿価額と回収可能価額との比較により減損テストを行う。また、減損の兆候あるなしに関わらず、最低、一度は減損テストを行う。減損テストが実施される報告単位は、「経営セグメント」（SFAS No. 131 に規定された）に限らない。その下位レベルの単位（「構成単位」と呼ばれる）も、独立の財務報告が利用でき、経営者が定期的にレビューしておれば、報告単位となる。セグメント報告書を作成していない会社も、所得したのれんを構成単位に割り付けし、構成単

位ごとに減損テストを行わなければならない。のれんと無形資産の公正価値測定は、会計制度のどのような時点においてもその時点設定が年間を通じて一貫するものであれば、いつでも行うことができる。

のれんは、取得時において支払われた対価から取得純資産の公正価値を差し引いたもの、「残余額」としてのみ測定できるもので、直接、測定できない。そのために減損損失の測定のために、のれんは、のれんの価値の推定手続きを経て、「想定された公正価値」が算定されなければならない。

(2) のれんの減損テストの2段階

のれんの減損テストは、2つのステップを踏んで実行される。

減損テストの第1ステップは、のれんの減損があるかどうかを判別するスクリーン・テストである。この段階では、報告単位の公正価値が決定され、報告単位の簿価（取得されたのれんも含む）と比較される。報告単位の簿価がその公正価値を上回っている場合には、第2のステップへと進むことになる。

減損テストの第2ステップにおいては、減損分析が行われ減損損失額が測定される。報告単位の公正価値は報告単位の各資産と負債に配分され、配分することが出来ないおあとの残余が報告単位ののれんの想定公正価値とされる。のれんの想定公正価値と簿価が比較され、簿価が想定公正価値を上回っている場合には、減損損失となる。減損損失控除後の修正されたのれんの簿価は新しい会計のベースとなり、その後、認識された減損損失が回復しても、逆戻りして回復額を計上することはできない。

減損損失の第1ステップは、のれんの減損損失の認識に着手するかどうかを決めるものである。報告単位の公正価値の評価において、以下の規準がすべて満たされておれば詳細な公正価値の決定は次年度へと先送りされ、減損分析は必要としない

- ・報告単位を構成する資産と負債が直近の公正価値決定以降、主だった変化をしていない。

- ・直近の公正価値評価額が、報告単位の簿価を相当に超える額になっている。

- ・事象の分析からして、公正価値決定が報告単位の現在の簿価より低くなる可能性はほとんどない。

しかし、報告単位の公正価値が簿価以下になる可能性が50パーセント以上あると事象が示していれば、報告

単位ののれんの減損分析が実施される。

第1ステップにおいて、報告単位の公正価値が評価され、報告単位の簿価と比較される。そのために、まず報告単位の簿価を確定しなければならない。報告単位の簿価は、合併取得後の企業実体全体の資産と負債のうち報告単体に割り付けられた金額によって構成される。合併によって取得されたのれんは、取得時に報告単位ごとに割り付けられる。たとえ、報告単体に割り付けられる合併取得の資産と負債がなくとも、報告単位が「合併のシナジーからベネフィットを受けると予測される。」ならば、その部分が報告単位ののれんとして割り付けられる。報告単位へののれんの割り付け額は、報告単位をあたかも合併単位の純資産額を超過するのであればその部分が報告単位ののれんとなる。

このように報告単位の簿価が確定されると、次は報告単位の公正価値の測定が行われる。第1ステップにおける報告単位の公正価値は、仮に報告単位が売買されるとして、そこで成立すると考えられる取引額に基づいて行われる。この場合、個々の持分株式の市場価格が公正価値評価の参考になるが、しかし、これが唯一の証拠になるとは限らない。株式の市場価格が参照できない場合は、割引現在価値テクニックなど多様な評価方法に基づいて、報告単位の公正価値が評価される。また、報告単位と似た経営内容と特徴を有する他の企業実体を選び、その企業実体の株式利益倍数（株価／利益比率）、株価収益倍数（株価／収益比率）を参照して、報告単位の公正価値を推定することもできる。

第1ステップにおいて報告単位の簿価と公正価値とが比較され、簿価が公正価値を上回っている場合には、次の第2ステップへと進み、減損分析が行われることになる。減損分析においては、報告単位の「のれんの想定公正価値」をいかに決定するかが問題となる。なぜなら報告単位ののれんの想定公正価値は、報告単体に割り付けられたのれんの簿価と比較され、減損額を決定する基礎となるものであるからである。のれんの想定公正価値は報告単位の公正価値を報告単位の個々の資産と負債に割り付け、その結果、個々の資産と負債に割り付けられなかった残余として算定される。あたかも合併が生じたかのように想定してのれんの想定公正価値の確定が行われる。

報告単位についてののれんの想定公正価値は、そののれんの簿価と比較される。報告単位ののれん簿価が想定公正価値を上回っている場合には、その超過額に等しい額が減損損失として認識される。のれんの簿価以上の損失額は計上されない。

3.3 のれんの減損のまとめ

以下、のれんの減損処理について、IFRS 基準と日本基準とを比較表示すると、図表-2 のようになる。

図表-2

	日本基準	IFRS
減損損失の配分	のれんを含むより大きな単位での判定が原則。資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法も認められる。	資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法が原則。できない場合に、結果として、のれんが関連するが配分できないような、多くの資金生成単位から構成される場合がある。
減損損失の認識の判定(減損テスト)	のれんを含む、より大きな単位において、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前と、割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較	各資金生成単位の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、回収可能価額を比較
減損テストの頻度	減損の兆候がある場合	毎年に加えて減損の兆候がある場合
減損損失の測定	のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額をより大きな単位の回収可能価額まで、減額し、差額を減損損失として認識する。のれんを加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則としてのれんに配分する。	のれんを含む資金生成谷の帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として認識する。最初に、当該単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額する。
減損損失の戻入れ	認められない。	認められない。

(出所 第8回 のれんの減損図解でわかる! M&A 会計 日本基準と IFRS あらた監査法人 公認会計士 清水 毅)

4 日本政府の対応

政府は 2013 年、企業再編をテコ入れする狙いで M&A (合併・買収) の会計基準の変更を検討している。買収後の費用負担を軽くできるように欧米式の会計基準に合わせる。日本では大企業がベンチャーを買収して事業を多角化する動きはそれほど多くなく、経済産業省は欧米流のダイナミックな再編を目指し、新事業を開拓し、利益を伸ばすのを後押しする。

4.1 M&A 会計とコンバージェンス

M&A をめぐる会社法やその他の制度が整備されるなか、M&A の会計基準の整備も進展している。日本の企業会計審議会は 2003 年 10 月に「企業結合に係る会計基準」を公表し、2006 年 4 月以降に開始する事業から適用されている。

さらに 2005 年 12 月には、企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan) (ASBJ) より、企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」が公表されている。「企業結合に係る会計基準」では、結合企業を中心に結合当事企業の会計処理を定めているものの、一方で、会社分割や事業譲渡などの場合に事業を分離する企業 (分離元企業) については、必ずしも一貫した基準が整備されていなかったため、この基準が策定されることとなったのである。

上記の「事業分離等に関する会計基準」と同じタイミングで、ASBJ は、企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」も公表している。2003 年 10 月に公表された「企業結合に係る会計基準」では、会社法における一連の制度改革の内容を必ずしも十分に反映できておらず、また、のれんの償却期間なども明示的に定められていなかったが、同指針では、こうした会計処理の具体的な内容が示されている。

こうして整備された M&A をめぐる会計処理は、会計基準のコンバージェンスを影響するが、その一方で IFRS が認めていない 20 年以内に償却するという会計処理を条件付きで認めるなど、日本的な特徴を併せ持つ内容となっている。

5. のれんと無形資産の減損処理の性質

のれんと期限無限定の無形資産は、毎年の減損評価の

対象となる。のれんと無形資産の減損評価は、全面的に公正価値の測定概念に依拠してなされる。この場合の公正価値は、市場価格を最も高いレベルにおきながら、しかし市場価格を参照せずともいいとしている。のれんも、期限無限定の無形資産も、もともと、市場価格を参照することが困難である。したがって、多面的な現在価値評価のテクニックに依存せざるを得ない。公正価値概念は、市場価格以外の評価方法も公正価値を構成するという論理によって、のれんと期限無限定の無形資産の減損損失の計上という、新たな認識領域の拡大を可能とさせている。

注意すべきは、のれんと期限無限定の無形資産の減損評価が、経験的に検証不可能な性格をもつことである。

まず無形資産についてみると、その期限無限定を検証する手段がない。FASB は、無形資産について、「法律、規則、契約、競争、経済などの要因が無形資産の有用命数を限定できない場合は、その資産の有用命数は限定されないものとする。期限が限定されないとは無限を意味しない」としている。すなわち無形資産の命数が「無限」か「有限」かの区分ではなく、「有限」か「有用性を特定できない」かの区別を求めている。しかし無形資産の命数が「有限でない」ことを検証する手段はなく、経営者が「有限性を特定できない」とすれば、その無形資産は期限無限定のものとなる。監査人は、無形資産について「特定の命数をもたないと否定したものを否定することはできない」。

のれんの減損テストについては、第一に、合併時に取得したのれんを報告単位に割付けしたものをのれんの簿価とするが、この報告単位への取得のれんの割付けについては検証不能であり、第二に、減損損失を計上するために合併後の報告単位ののれんの「想定公正価値」を推定するが、その推定額は検証不能である。

取得のれんの報告単位の割付けは、検証不能手続きである。のれんは、合併により企業全体において生まれるシナジーの価値であるとするれば、その価値を報告単位に分離することがそもそも可能であるかという問題がある。

ワッツ (Ross L. Watts) は、のれんと無形資産の減損会計の基準は、将来キャッシュ・フローの予測を求めており、「これらのキャッシュ・フローは、検証不能であり、契約に供することができないために、将来キャッシュ・フローに依拠した評価は操作される可能性がある」としている。

このようにのれんと無形資産の減損会計は「検証不能な予測キャッシュ・フロー」に依存している。

4.2 日本企業の対応

以上に見た無形資産に関する会計基準の国際的な動向の中で、現在、日本企業の会計実務において以下のような変化が生まれてきている。

国内製薬トップの武田薬品工業の業務推移に注目すると、近年、売上高、営業利益、純利益の右方上がりは崩れ、営業利益率は悪化している。主な要因は主力商品の特許切れが相次ぎ、他社の後発医薬品企業に市場を奪われているからである。2012年度には年間約4000億円を売り上げている主力商品である糖尿病治療薬「アクトス」の米国での特許も切れた。だからこそ、武田薬品工業は次の成長基盤を獲得するために、2008年～2011年にかけて、米ミレニアム・ファーマシューティカルズなどの大型買収に約2兆円をかけて実行している。

大型買収が始まった2008年度を境に武田薬品工業の資産構成は様変わりしている。米国事業の再編も重なり、ミレニアムや統合した米国グループが販売している医薬品の特許権が無形固定資産として計上され、さらに買収時には大きな「のれん」が発生した。2007年度までの無形固定資産はごく僅かの計上であったが、2008年度以降、大きく膨らんでいる。

それに伴い、損益計算書を変化している。2008年度には無形固定資産償却費（のれん償却費を除く）、のれん償却費約150億円を計上した。それまでのこれらの償却費はほとんどなかったが、以降、每期計上され、営業利益を押し下げようになった。（図表-5を参照：図表-5については本論文末8ページ掲載）

武田薬品工業は年300億円規模となったのれん償却費の負担が重荷になったため、国際会計基準に変更をしている。

下の図（図表-3）は製薬会社大手7社の営業利益とのれん償却費、IFRS基準を適用としたと仮定したときの営業利益額を比較したものである。

図表－3

製薬大手7社の日本基準とIFRS基準の利益額の変化

企業名	日本基準の営業利益	のれん償却費	IFRS基準の営業利益	増加率
武田薬品工業	265,027	22,227	287,143	8.4
アステラス製薬	131,519	11,719	143,238	8.9
大日本住友製薬	98,202	6,985	109,278	11.3
塩野義製薬	95,748	11,076	102,733	7.3
田辺三菱製薬	69,043	2,337	79,176	14.7
エーザイ	47,003	3,425	50,428	7.3
第一三共	20,402	10133	22,739	11.5

2013年3月期の決算のデータより（単位/百万円）

（出所 2010年ダイヤモンドオンライン
<http://diamond.jp/articles/-/19115>）

のれん償却の費用計上で圧迫されている企業は製薬企業に限らない。その他の企業（ソフトバンクなど海外で大型M&Aを手掛けている企業）も、買収によって生じたのれん代を償却しないようにするために国際会計基準の任意適用に動いている。

JTは、すでに2012年3月期から国際会計基準を採用している。それによって、前期に930億円計上していたのれん償却費がなくなり、その波及効果として営業利益が727億円、経常利益が728億円余り増加した。

図表-4

JTの日本基準とIFRS基準による比較

	営業利益	経常利益
日本基準	3286	3124
	↓	↓
IFRS基準	4013	3852
増加額	727	728
増加率	22%	23%

5. おわりに

会計の国際化の中で、のれん会計が大きく変化しようとしている。国際会計基準（IFRS）は、買収法に基づいたのれんの認識と合併後ののれんの減損処理の基準を設定している。他方、日本においては買収法に基づいたのれんの認識という点では国際基準と一致しているが、のれんの期間にわたる償却を基準化している。この点で国際基準と違っている。現在、日本の基準も国際基準に全面的に一致しようとしている。日本の企業の中にはのれんの減損処理を導入する企業も現れている。

このような国際基準をめぐる動向は、これまでの分析で明らかなようにのれんの評価、報告単位ごとののれんの割り付け、減損の兆候の確認、報告単位ののれんの評価の恣意性（検証不能性）のために、経営者の意図に基づいた会計操作を大幅に許す傾向を生み出している。

会計の透明性を、国際的比較可能性を唱えた国際基準は、のれん会計の実行においてそれが実現できるかどうか、極めて疑問とするところである。

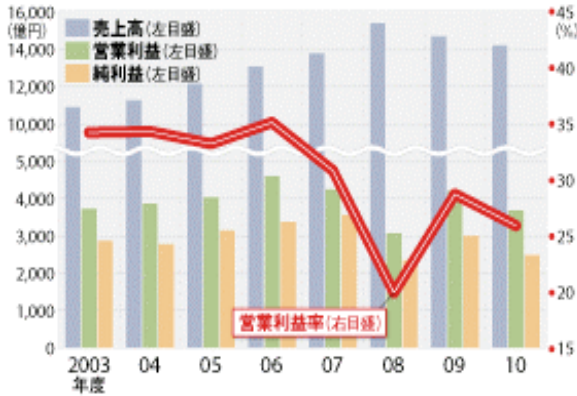
引用・参考文献

- 村瀬儀祐（2011）『会計理論の制度分析』
- 新日本有限責任監査法人（2011）『IFRS完全比較国際会計基準と日本基準』
- 伊藤邦雄（2012）『ゼミナール現代会計入門』
- 橋本尚（2007）『2009年国際会計基準の衝撃』
- IFRSプロジェクト室（2009）『IFRS国際会計基準で企業経営はこう変わる』
- ダイヤモンドオンライン（2011）『【武田薬品工業】巨額買収で「のれん」が大量発生市場開拓と製品買収が至上命題に』
- トーマツ（2011）
http://www.tohatsu.com/view/ja_JP/jp/services/fa/contribution/5096b12eec0b0310VgnVCM2000001b56f00aR CRD.htm

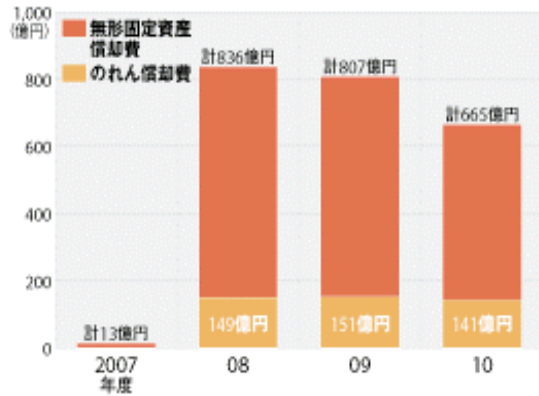
図表－ 5

のれん償却費が急増

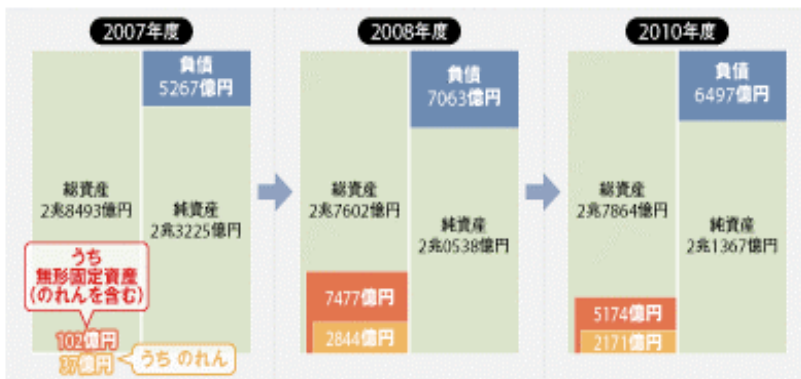
① 武田薬品の売上高、営業利益、純利益、営業利益率の推移



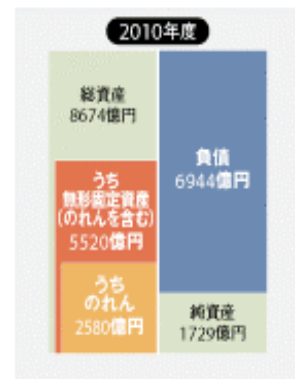
③ 武田薬品の無形固定資産およびのれんの償却費の推移



② 武田薬品のバランスシート



④ ナイcomedのバランスシート



*1ユーロ=116円で換算

【ダイヤモンドオンラインから抜粋】